

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設
に係る行政相談

2. 日時：令和6年2月16日（金）15時30分～15時43分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部

部長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

主査 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁ナカザワですそれでは小原廃棄物管理施設の行政相談について、状況に変化があったということですので、まずご説明お願いできますでしょうか。
0:00:15	原子力機構、今井です。よろしくお願いいたします。
0:00:18	まず、心痛行政相談いただきました件につきまして、
0:00:25	評価資料について、
0:00:29	補償した場合のリスクを追加して、提出するよにという、コメントいただきました件につきましてでございます。
0:00:41	今、 β γ 詳細装置については、
0:00:45	使用できない状態でございます、先日申し上げました、運転した場合のリスクというのが、今、
0:00:56	該当しないものでございます。今、データが焼却装置の状況というのが止まっている状態で、リスクが大きくなるものではございません。
0:01:08	通常運転しないバーい休日夜間等が、止め、
0:01:13	止まっております、その状態が維持されているという状態でございます。
0:01:18	先日の要請相談におきましては、第九条、不法なアクセスの観点で新規制基準適合、
0:01:27	の部分があるというふうなコメントをいただきましたことから、
0:01:33	本件、
0:01:36	ついて、データの償却数値について、
0:01:40	設工認対象と推定するかしないか、この辺りは我々の方で検討してですね、対応したいと考えております。
0:01:53	まず、状況のご説明でございます。
0:01:59	はい、ありがとうございます。
0:02:04	では規制庁側から確認させていただきたいんですけども、使用できない状態というのは具体的には何がどうなって使用できない状態になってしまったんでしょうか。
0:02:20	原子力庁ショウジです。はい。状況としましては償却数値としてはですね、いわゆるその廃棄物のやつ本体、今は、
0:02:30	大きいハードですね、いわゆる焼却炉、あと排ガス処理系統の機器類とあとそれを制御する制御系ということで大きく二つに分かれます。
0:02:43	今回の停止中というのは、行政相談行わせていただいているものでありますがいわゆる制御する部分という制御設備の部分。
0:02:53	でですね、いわゆる
0:02:56	機器の制御というか、そうですね、監視制御する頭の部分ですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:06	パソコン実本体部分ですね、いわゆる本当にその部分が動かないという事象がちょっと発生しております、
0:03:14	その影響で、すべて焼却装置としての運転操作ができない状態。
0:03:22	ということになります。
0:03:25	規制庁高澤です。
0:03:28	何ていうんですかねせ生業。
0:03:32	できなくなってしまって制御システムが動かなくなってしまったというのは、運転中だったんですかそれとも停止中だったんですか。
0:03:42	現助教荘司です。はい。そこにつきましてはですね、設備管理施設としてですねいわゆる計画の停電がございまして、一旦そこでもう電源落として、
0:03:54	当然、そっちの方、運転はしておりませんが、それを復旧するために立ち上げた際に、
0:04:01	そこで起動できなくなってしまったという事象ですので、運転時落ちたとか、そういうことではございません。ありがとうございます。
0:04:17	規制庁のアラカワですけど。
0:04:19	よろしいですか。
0:04:21	はいどうぞ。
0:04:23	はい。
0:04:23	当該焼却設備が運転できなくなったっていうリングですね。それはいつなんでしょうか。
0:04:39	別府原子カシヨウジです。はい。
0:04:43	製造設備が動かなくなったというのは平成3年。
0:04:49	3月のあれからわかりませんが、令和3年3月になります。
0:04:56	はいわかりました。
0:04:57	そうすると、もう行政相談のタイミングのときから、もう動かなかったっていう状態だったんですね。
0:05:10	原則競争率です。はい、規制庁さんをそのままですねいろいろ本ファンドだとしても、そうですね。動くように、修理等を行っていたところでございます。
0:05:29	はい樋口アラカワですけども。
0:05:32	ちょっと何かその修正相談を受けた時、
0:05:36	の状況と前提が何か違ってるとような気がしてしまうので。
0:05:42	これはよく整理してですね、もう一度議論した方がいいかなと思います。
0:05:54	はい。原子カイマイです。はい。申し訳ありません。行政相談したときの状況をお伝えする状況が十分じゃなかった。
0:06:04	状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:06	と、設計は3年に、今申し上げました、起動できなくなる所が生じまして、
0:06:14	その後、このシステムの問題であろうということで、
0:06:19	システムの確認、それからメーカーによる確認等を行っておったものでございます。
0:06:29	ええ。
0:06:30	先日の行政相談の際にですね、そのことに触れておらず、誤った状態ですね。
0:06:39	行政相談の前提条件ですね。
0:06:42	ご指摘の通り、
0:06:44	でございます。
0:06:53	はい。荒川ですけれども。
0:06:56	そこら辺、もう少し主体整理して、紙に落とし込んでいただいでですね、また最初から行政相談し直せばいいと思いますので、
0:07:09	東京の
0:07:15	中澤君と伊藤君は何かありますでしょうか。
0:07:21	はい衛藤イトウですけれども、今あった通りで、1ケースも含めて、相談の前提がやっぱり、把握しきれなかったとかですね、説明し尽くされていなかったっていうのが、そもそもは間違いだと思いますので、
0:07:39	そこをよく整理いただきたいと思っています。
0:07:44	あってはですね、またかなり前ということなので、これは規制庁したり検査グループですね承知の内容だっという理解でよろしいんでしょうか。
0:08:00	ちょっと原子力の庄司です。はい。こちらにつきましては我々も毎年度、定期事業者検査でですね、これ
0:08:09	焼却装置については点検できないので、技術な、我々のQA上での保守、特別な保全計画というものを計画しまして、それに基づいて行っております。
0:08:22	で、定期事業者検査についてもですねその結果を、書類計算して、検査していますのでその全体廃棄物管理施設の定期事業者検査の中で、
0:08:32	D案を、
0:08:34	定期事業者検査開始する時、あと終了する時ですね、規制庁さんに報告を、面談で報告をしております。当然書類も出しながらですね、その中で、ショウキヤク装置については、
0:08:46	特別な保全計画の状態、検査を受けてるという状況は認識していただいといるというふうに思っております。
0:08:56	それはその稼働できない状況にある、その設備が不良において事できない状況にあるってことを、
0:09:04	も含めて説明をされているという理解でよろしいですか。大丈夫です。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:11	思っております。
0:09:13	わかりました。
0:09:17	そうか。
0:09:21	敗訴のヒアリング資料の中では、その処理能力の話を伺っていて、
0:09:30	焼却建設日は使用頻度が高いので、高稼働日数、
0:09:38	ほぼ古い使っているような状態だっという説明がいただいたかと思ってまして、そこの関係で焼却設備が動いていないことっていうのは他の施設にどういう影響を与えてるのかっていうのを少し教えていただけますか。
0:09:57	要は、それを詰めることによってそのもう動いていない、動かせないという積雪があるのかみたいな話なんですけれど。
0:10:07	決現職ショウジです。はい。焼却装置が動いてないという状況についてはですね、いわゆる我々として受け入れ施設、テーマ廃棄物、受入れるわけですが、いわゆる可燃物、
0:10:20	の処理ができないということになるので、格納庫の、
0:10:26	いわゆる処理できないものが増えていくと、必然的にその発生側についても、
0:10:35	いわゆる、発生する可燃物が引き取れないというところは繋がってくるんですが、ただそれによって、各施設ですね、往来、県の中の施設に、
0:10:46	停止するまでの影響は、当然それは、それはですね調整をして行う廃棄物の量については、当然調査して、調整して、受け入れを行っておりますので、停止等ですねその施設に影響を、
0:11:02	与えるような状況は、現状はございません。
0:11:06	規制庁イトウですけれども、
0:11:09	まず経営施設には、引き続き発生側から受け入れ続けている状況にあるのかどうかというどちらなんでしょうか。
0:11:19	検証表ショウジさんのそれについて受け入れを続けているところですが、ただ、ただ償却装置が停止しているという状況は可燃物が、
0:11:30	調理できないということなのでそれについてはもうある程度制限させていただいて、
0:11:35	いるという状況がございます。
0:11:39	衛藤規制庁イトウですが、直ちにいっぱいにならない程度で型の施設が止まらない範囲での受け入れは続けて、そういうことですかね。
0:11:52	はい、原子力部長です。はい。その辺はですね庄内井手。
0:11:57	調整会議等でですね、打ち合わせを行っておりますので、
0:12:01	その辺は調整しながら、経理の方は継続して行っているという状況でございます。
0:12:09	はい。掘ましたと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	受入れるにあたって保っているけれども、処理できずにたまっている廃棄物はあるけれども、
0:12:27	それを受け入れ施設としては基準を満足したものであるので、そういう認められた容量の中で受入れる変える限りにおいては安全上の問題はない。そういう理解でいいんですかね。
0:12:41	はい。原子力をショウジですはい。そう。その通りでございます。
0:12:47	はい。いずれにしてもちょっと
0:12:52	情報をまた整理して、相談すべき点をですね、明確にさせていただいて、ご説明いただければと思います。
0:13:05	承知しました。
0:13:18	別所側から他に何かございますか。
0:13:24	特になければ行政相談の方が増えて、一旦終了したいと思います。
0:13:33	それでは特にないようですので、行政相談についてはこれにて終了いたします。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。